

(目的)

第1条 碧南市開発事業及び建築事業（以下「事業」という。）により開発事業者及び建築事業者（以下「事業者」という。）が水道施設を新設し、碧南市水道事業（以下「管理者」とする。）に帰属する場合、または事業に伴い管理者が管理する既設水道施設を改良する場合における水道施設工事に係る設置基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 配水管 幹線配水震災対策管を除く口径300mm以下の管で、給水管の分岐を許可する管をいうものとする。
- (2) 給水引込管 配水管の分岐から管理者が貸与する水道メーターまでの間の給水装置に用いる給水管をいうものとする。

(事前協議)

第3条 事業者は、管理者と事前協議を十分に行うこと。

2 申請書類には、別表1の書面を添付すること。

3 事業者は、管理者に水道施設工事前に給水装置工事申込書及び水道施設承認工事申請書を提出し、その承認を得ること。

(水道施設工事の施工)

第4条 給水装置工事は、碧南市指定給水装置工事事業者が施工すること。

2 配水管布設工事は、第4条第1項に加え碧南市競争入札参加資格を有する者が施工すること。

(設計)

第5条 次の各号に掲げる水道施設は、それぞれ当該各号に定める基準に基づくものとする。

(1) 配水管

ア 使用材料は「日本産業規格品（JIS）、日本水道協会規格品（JWWA）、管理者が承認した材料」を使用すること。

イ 口径150mm以下は水道配水用ポリエチレン管を使用し、口径200mm以上はダクタイル鋳鉄管を使用すること。

ウ 配水管の口径は、事業区域全体の計画使用水量等を算定したうえで、管理者と十分協議して決定すること。口径が50mmを超える場合は、50mm間隔で増径すること。なお、最小口径は、50mmとする。

エ 既設配水管より分岐する新設配水管は、2箇所以上から取り出し管網とすることを原則とする。ただし、これによりがたい場合は、管理者と協議のうえ決定すること。

オ 配水管を直角に布設する場合、90°曲管は使用せず、45°曲管を2個使用し配管すること。

カ 配水管の埋設位置は、道路に対して平行とし、官民境界より1.5mとするこ

と。また、配水管が道路を横断する場合は、道路に対して直角とすること。

キ 既設配水管と新設配水管との接続方法は別表 3 を基準とすること。

ク 配水管の埋設深さは別表 4 を基準とすること。

ケ 他埋設物と交差または近接して布設する場合、平面離隔を 0.3 m 以上、交差離隔を 0.15 m 以上確保すること。また、埋設位置について管理者と協議すること。

コ 埋設標示シートは、配水管の管上 0.3 m に布設すること。

サ 仕切弁及び泥吐弁の設置位置は図 1 を基準とすること。

シ 消火栓は、衣浦東部広域連合消防局と協議し、事業者負担にて設置すること。

## (2) 給水引込管

ア 使用材料は「日本産業規格品 (JIS)、日本水道協会規格品 (JWWA)、第三者認証品、自己認証品又は検査品等、法性能基準の適合品」を使用すること。

イ 水道用ポリエチレン二層管を使用すること。

ウ 配水管からの分岐材料は別表 5 を基準とすること。

エ 口径は、20 mm 以上とすること。

オ 配水管口径 50 mm の 1 箇所取り出し配管の場合、メーター口径 20 mm の給水引込管の設置を 9 箇所以下とすること。

カ 分岐位置は、他の分岐及び継手類から 0.3 m 以上離すこと。また、仕切弁、消火栓等からは 1 m 以上離すこと。

キ 区画ごとに配水管に対し直角に引き込むこと。

ク 埋設深さは配水管と合わせ、官民境界を越えてから変えること。

ケ 埋設標示シートは、給水引込管の公道部分の管上 0.3 m に布設すること。

## (3) 水道メーター及びメーターボックス

ア 戸建ての住宅以外の場合、メーター口径及び受水槽容量を計画使用水量から水理計算を行って決定すること。また、決定の根拠資料を提出すること。

イ メーターの設置位置は官民境界から 1 m 以内の民地内で、維持管理、検針等に支障がなく、かつ常に乾燥し、汚染及び損傷の恐れのない位置とすること。

ウ 駐車場で車が駐車すると検針できない場所や、フェンスや門で囲まれた内側、植栽帯の中などへのメーターの設置は避けること。

エ 車両が通行する場所にメーターボックスを設置する場合は、重耐用ボックスを使用すること。

### (既設水道施設の撤去)

第 6 条 事業に伴い不用と判断される既設水道施設が存在する場合、事業者の負担で撤去すること。また、撤去方法について管理者と協議すること。

2 事業地内の既設給水引込管について、流用しない場合は給水管の所有者が「給水装置撤去申込書 (権利放棄又は権利保存)」を提出したうえで公道部分の撤去を行うこと。流用する場合は給水管の所有者と新所有者連名の「給水装置所有権変更届」を提出すること。

### (関連機関との協議)

第 7 条 他の構造物及び埋設物等が支障となる場合、構造物及び埋設物等の管理者と協議すること。

2 関連工事がある場合、調整を図ること。

(施工)

第8条 断水が生じる場合、必要に応じて管理者と協議の上、仮給水を施工すること。

2 事業に伴う舗装工事については、管理者及び道路管理者と協議すること。

(水質検査)

第9条 配水管布設後、給水接続する前に洗管し、同時に管理者立会いの下、水質検査を実施すること。

2 メーター下流側に水栓柱など水質検査が可能な蛇口を設置すること。

(境界標等)

第10条 事業者は、工事着手前に、関係する既存の境界標示(杭、鋸、プレート等)の有無を土地所有者立会いの下必ず確認するものとする。

2 工事施工中に既存の境界標示の一時撤去が必要となった場合は、事前に控えをとり工事完了後速やかに復元し、再度土地所有者立会いの下確認を行うものとする。

3 境界標示の損失、破損等により事業者と住民との間でトラブルが生じた場合は、事業者の責任において土地家屋調査士に依頼をし、境界標示の復旧を行うものとする。

(完了検査等)

第11条 事業者は事業が完了したら速やかに別表2に定める完了書類を管理者に提出し、完了検査を受けるものとする。

(費用負担)

第12条 事業に起因して水道施設を布設または改良する費用は、事業者の負担とする。

(瑕疵)

第13条 事業にて施工した水道施設の瑕疵担保期間は事業の完了公告日の翌日から2年とする。

(その他)

第14条 事業者は、事業にて布設した水道施設の管理者への帰属は無償とする。

2 事業者は、管理者に帰属した水道施設を施工方法の瑕疵によりその利用に支障をきたすこととなったときは事業者の責任において補修等をしなければならない。

(雑則)

第15条 この基準に定めのない事項については、事業者は管理者との協議により定めるものとする。

附 則

この設置基準は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

(1)給水施設計画平面図
<p>新設配水管の図面、布設延長、管種、口径を記載すること。</p> <p>既設配水管の図面、管種、口径を記載すること。</p> <p>新設給水引込管のメーターボックスまでの管種、口径を記載すること。</p> <p>新設及び既設のメーター口径を記載すること。</p> <p>既設利用するメーターがある場合は既設利用と記載すること。</p> <p>配水管及び給水引込管の接続方法を記載すること。</p> <p>撤去する水道施設がある場合は記載すること。</p> <p>既設道路の舗装復旧範囲について記載すること。</p>
(2)道路横断図
<p>配水管、給水引込管及び他埋設物の管種、口径、オフセット、埋設深さ、近接する場合は離隔を記載すること。</p>
(3)その他必要な書類

別表 2

(1)平面図
<p>配水管の図面、布設延長、管種、口径を記載すること。</p> <p>給水引込管の図面、管種、口径を記載すること。</p> <p>メーターの口径を記載すること。</p> <p>メーターボックスの図面を記載すること。</p>
(2)配管図
<p>配管の図面を記載すること。</p> <p>平面延長、管心延長を記載すること。</p> <p>管材ごとに延長を記載すること。</p> <p>直管以外の管材について管材名を記載すること。</p> <p>給水引込管の図面、管種、口径を記載すること。</p> <p>メーター口径を記載すること。</p> <p>メーターボックスの図面を記載すること。</p> <p>下越し配管または上越し配管がある場合は断面図を記載すること。また、断面図には、配水管及び他埋設物の管種、口径、埋設深さ、近接する場合は離隔を記載すること。</p>
(3)完了写真
<p>着手前、完了、配水管布設工（出来形及び状況は50mごとに1箇所かつ路線ごとに1箇所以上、また、左記に加え下越し配管や上越し配管、接続部の出来形）、給水引込管布設工（出来形は各所毎、状況は1箇所以上）、材料検収、品質管理（配水管接続状況は50mごとに1箇所かつ路線ごとに1箇所以上、チェックシートは全箇所）、保安設備、その他必要な写真</p>
(4)その他必要な書類

※ 完了書類については、水道施設承認工事申請と兼ねることができる。

別表 3

既設配水管 \ 新設配水管	PEP 50 mm	PEP 100 mm
VP 50 mm PEP 50 mm	チーズ管(※)	
VP 100 mm PEP 100 mm DIP 100 mm	サドル分水栓 チーズ管(※)	不断水分岐用割T字管 チーズ管(※)
VP 150 mm PEP 150 mm DIP 150 mm	サドル分水栓 チーズ管(※)	不断水分岐用割T字管 チーズ管(※)
DIP 200 mm DIP 300 mm	サドル分水栓	不断水分岐用割T字管

※ 適用の場合、既設配水管の接続部をPEP管に布設替えすること。また、施工方法について管理者と協議すること。

別表 4

単位 (m)

口径	市道	県道歩道部	県道車道部
φ 50 mm	0.60	1.00	1.20
φ 100 mm以上	1.00	1.00	1.20

- ※ 1 既設配水管から分岐して布設する場合、埋設深さは既設配水管に合わせ、開発道路内に入ってから基準の埋設深さに変えること。
- ※ 2 基準の埋設深さでの施工が不可能な場合、管理者と協議すること。
- ※ 3 最低埋設深さ（舗装構成厚に0.30mを加えた値、ただし、値が0.6m未満の場合は0.6mとする。）を確保できない場合、道路管理者と協議すること。

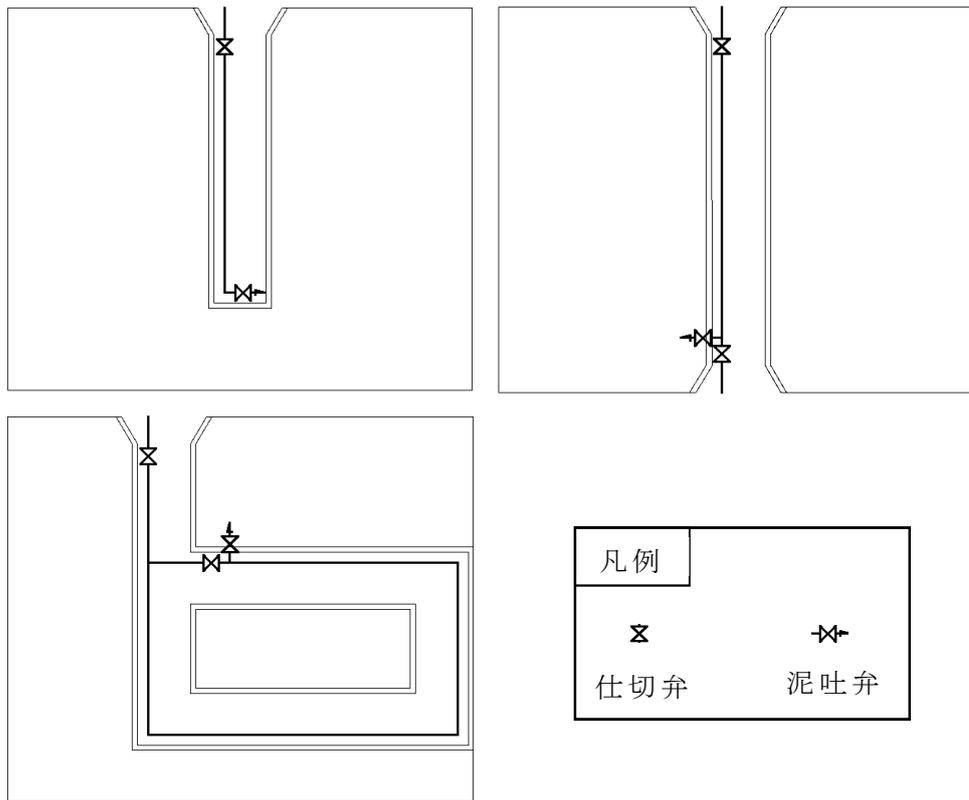
別表 5

単位 (mm)

給水管 \ 配水管	20	25	40	50	75	100
50	サドル分水栓	サドル分水栓	チーズ管 サドル分水栓			
100	サドル分水栓	サドル分水栓	サドル分水栓	サドル分水栓	割T字管	
150	サドル分水栓	サドル分水栓	サドル分水栓	サドル分水栓	割T字管	割T字管

※ 給水引込管口径は配水管口径未満とすること。

図 1



※ 仕切弁位置は断水区域が最小範囲となるように配置すること。また、維持管理を考慮し交差点隅切から1.5 m以内に設置し、交差点内や乗入口への設置は避けること。